

大阪広域水道企業団と大阪市との統合協議について

協議の経過

H24.1.31

42 市町村の首長会議

- 水道事業統合検討委員会の設置等を確認。

H24.2.1

「大阪広域水道企業団・大阪市 水道事業統合検討委員会」を設置

H24.3.26

水道事業統合検討委員会

- 府域一水道は中長期での議論とし、まずは「企業団と大阪市との統合」について検討すること等を確認。

H24.8.10

水道事業統合検討委員会

- 橋下市長が「大阪市が統合を判断するためには、一定期間内に市町村水道事業も統合する、いわゆる『府域一水道』の実現について、43 市町村長の方針確認が必要」と提案。
- これまでの検討経過をまとめた「中間報告（案）」について議論できず。

H24.8.24

43 市町村の首長会議

- 府域一水道の期限を切るとの結論には至らなかったものの、今後、府域一水道について各市町村がどう考えているかを整理していくことを確認。
- また、「中間報告（案）」について、「柴島浄水場の上系を廃止。用水供給事業会計と大阪市域水道事業会計との統合なし。大阪市域水道事業で発現する統合メリットは 43 市町村で共有」をベースに検討を進めていくこと等を確認。

H24.10.22

水道事業統合検討委員会

- 橋下市長からの新たな提案（企業団が大阪市に提示した 3 つの統合条件について、企業団と統合する際の共通の条件・ルールとすることを 42 市町村長に確認いただけるのであれば、府域一水道の期限を切ることは求めない）を議論。
- 「大阪市との統合条件を含め、府域一水道に向けた課題・統合条件について議論を開始すること」等を確認。

H25.1.25

42 市町村の首長会議

- 企業団が大阪市に提示した3つの統合条件を含め、次の4つの条件を企業団と統合する際の共通条件とすることを確認。
 - ① 資産は、負債を含めて無償で承継する。
 - ② 技能職員は引き継がない。
 - ③ 外郭団体は引き継がない。
 - ④ 土地の利活用について、水道事業で使用しない土地の売却は企業団が実施するが、跡地利用の計画立案のイニシアティブは企業団に資産を引き継いだ市町村が持つ。

H25.2.18

水道事業統合検討委員会

- 「統合素案」を審議。
- 1月25日の「42 市町村の首長会議の結果」や「大阪市域水道事業で発現する統合メリットは、全額を43 市町村で共有すること(ただし、用途については継続協議とすること)」等を確認。

H25.2.24

43 市町村の首長会議

- 「統合素案」について審議。全会一致で了承を得る。
- 4月以降に「統合メリットの用途」等について議論すること等を確認。

H25.4.15

水道事業統合検討委員会

- 統合メリット全額を大阪市域水道事業で活用する旨「統合素案」の修正を確認。

H25.4.23

43 市町村の首長会議

- 修正後の「統合素案」について審議。全会一致で了承を得る。

H25.5.24

大阪市会 5月定例会

- 大阪維新の会を除く会派が「市民にメリットがない」として統合に関する議案に反対し、否決となる。

H25.7.10

42 市町村・企業団で協議し、大阪市との統合協議は一旦中止することを決定

1. 施設配置・人員削減等の検討

水需要 計 280 万³／日（企業団：151 万³／日 大阪市：129 万³／日） *平成 42 年度の一日最大給水量

- ダウンサイジング**
- 全体で 156 万³／日をダウンサイジング（現在の施設能力：計 476 万³／日）
 $<476 - 280 - 40$ （危機管理上の予備能力）=156 万³／日
 - 耐震化されていない経年化施設の中から、各施設の課題（複数系統化等）を踏まえて設定

(万 ³ ／日)	大阪市				企業団				合計	備考
	柴島	豊野	庭窪	小計	庭窪	三島	村野	小計		
現況	118	45	80	243	20	33	180	233	476	
ダウンサイジング案	51 △67	45	48 △32	144 △99	20	33	123 △57	176 △57	320	企：村野縮小 市：柴島上系廃止、庭窪縮小

施設整備の検討

- 送・配水ネットワークの再構築
- 不要となる施設の撤去及び用地売却
- 既存施設の更新（計画見直し）

人員削減の検討

- 柴島浄水場廃止に伴う削減効果
- 管理部門統合に伴う削減効果

その他の費用削減

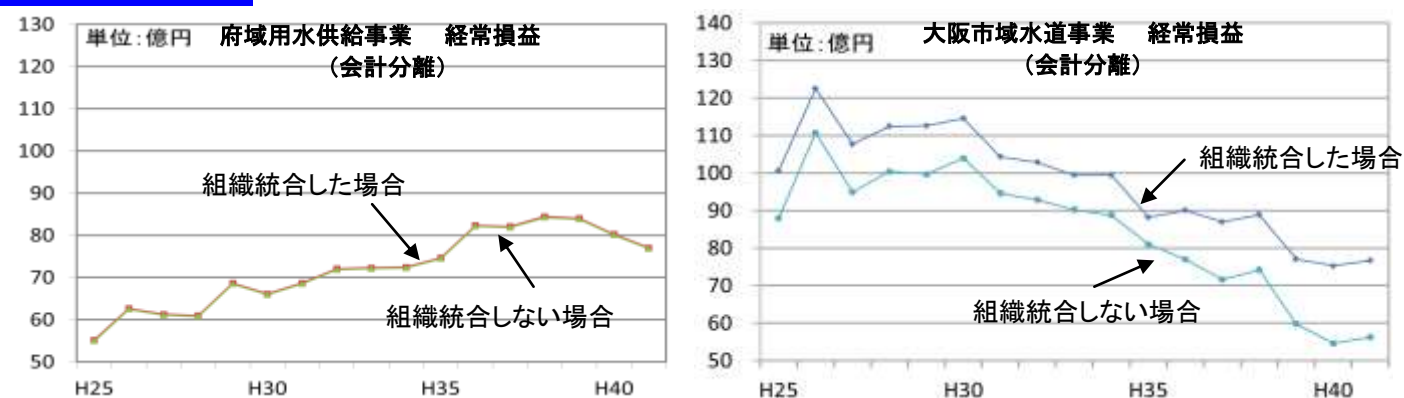
- 一般会計分担金 等

2. 経営シミュレーション

会計のあり方

- 「会計分離」「会計統合」の両パターンを検討
 - ※会計分離：統合後も現在の事業形態を変えずに各会計を併存
 - ※会計統合：用水供給部分を統合
- 「会計統合」は、大阪地域の値上げリスクや事業の財務悪化が生じるため、現時点では困難。
 ⇒「会計分離」のパターンを採用

シミュレーション結果



3. 統合メリットの整理

定量的なメリット

- 府域用水供給事業は、18年間で計4億円（人件費）のコスト削減。 ⇒ 4億円は、府域用水供給事業で活用
- 大阪市域水道事業は、18年間で計221億円（一般会計分担金：約180億円、人件費：約40億円等）のコスト削減。
 ⇒ 221億円は、大阪市域水道事業で活用

定性的なメリット

- ダウンサイジングによる効率化
- 効率的な管理体制の構築
- 危機管理体制の構築
- 緊急用資機材等の相互融通
- 庭窪浄水場の一体運用
- 効果的な技術継承の実施
- 受託・技術支援の充実

4. 資産・職員等

資産の承継等

- 原則として、資産、資本、負債を含めて全て無償で承継
- 土地の利活用について、水道事業で使用しない土地の売却は、企業団が実施する。跡地利用の計画立案のイニシアティブは、大阪市が持つ。

職員の承継

- 統合時の大阪市水道局職員（技能職員を除く）を身分移管又は大阪市から派遣
- ※企業団職員が行っている業務に従事している技能職員は、職種変更の上、受け入れる。

給与・勤務条件

- 給与、手当など各種勤務条件については、基本的に企業団の制度を適用

5. 大阪市水道局のスリム化

- 平成 27 年度までに職員数を 900 人台とする。（平成 24 年度現在：約 1700 人）
- 企業団は技能職員及び外郭団体を持たないため、技能職員は大阪市の市長部局が所管する外郭団体へ移管する。

技能職員が従事する業務の委託手法

- 技能職員の非公務員化のための経過措置として、自治法上の事務委託の制度を活用し、企業団が大阪府に対して事務委託を行う。（期間は 10 年を限度）

（※委託事務の権限が大阪府に移るため、「市で一定独立して行える業務範囲の検討」「企業団と大阪市の業務連携体制の検討」が必要。）

6. 大阪市水道局の有収率の向上

- 目標：概ね 10 年から 15 年程度で収率 94%とする。（平成 23 年度現在：約 87.9%）
- 対策：管路整備の継続的な推進や漏水調査の拡大等を実施する。

7. 大阪市工業用水道事業について

- 企業団に統合し、一体的に事業運営する。（当面、会計は分離）

経営健全化策の実施

- 浄水処理機能の一元化により発生する未利用地（城東浄水場一部用地）を売却することで累積赤字を解消
- 将来の単年度赤字を解消するために平成 37 年度に料金改定（※）を実施
 （※現段階の想定であり、さらなる経費削減や需要拡大策等を行った上で実施する。）

8. 重要事項の意思決定に関する市町村の意見反映の仕組み

- 企業団の「首長会議」において、末端給水事業の重要事項（会計統合、料金改定等）を審議する際は、当該市町村長の賛成を必要とする。当該市町村長が反対した場合であっても、再議により 3 分の 2 の賛成が得られた場合は承認する。

9. 企業団議会

- 現行の企業団議会議員定数（30 人）に大阪府分 7 人（大阪市域水道事業割 6 人、大阪市域工業用水道事業割 1 人）を追加し、37 人とする。

10. 今後のスケジュール

